署活動用無線機購入仕様書

平成２５年度事業

大和郡山市消防本部

１．　総則

（１）この仕様書は、大和郡山市消防本部（以下「当本部」という。）が購入する署活動用無線装置携帯型（以下「携帯無線」という。）の整備計画に関する一切に適用する。

（２）大和郡山市消防本部　警防課が整備する携帯無線の納入を行うものである。

（３）受注者は、契約に当たりこの仕様書を了承し、不明な点については、当本部担当員に質問し十分に熟知した上で契約すること。

（４）受注者は、契約後納品に当たりこの仕様に疑問が生じた場合は、当本部担当員に連絡の上承認又は指示を受けること。

（５）受注者は、この仕様書を変更する必要が生じた場合には、当本部担当員と打合せの上、変更承認書を提出し、承認を得ること。

（６）受注者は、製品全般にわたり厳重な検査を実施すること。

（７）受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他の権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

（８）購入品目及び数量（詳細は、２．機器その他の仕様）

①購入品目　４００ＭＨｚ帯極超短波無線電話装置携帯型

②購入台数　１２台

（９）納入場所

①住所　奈良県大和郡山市本庄町３００番地

②名称　大和郡山市消防本部　警防課

(10) 納期　平成２６年３月３１日（月）

(11) 本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整、免許申請及び、平成２６年４月１日奈良県広域消防組合発足に伴い、携帯無線機免許の継承申請手続きを完了までとする。

(12) 保障期間は、納入後１年間とする。詳細は、２．（４）

(13) 本契約の履行にあたっては、本仕様書によるほかの次の仕様等によるものとする。

①機能及び構造は電波法（昭和２５年法律第１３１号）型式検定に合格したもの、又は無線設備規則(昭和２５年電波管理委員会規則第１８号)の基準に適合するものであること。

②平成３４年１１月３０日以降も有効となる日本国電波法令に基づく技術基準適合証明または工事設計認証に合格した製品であること。

(14) 原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。

①承諾図（機器仕様等）・・・契約後速やかに　１部

②無線局免状

③総合通信局へ提出した免許申請の写し

④納入品一覧表

⑤取扱説明書

（15）本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備するべきものについては、契約者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によってはならない。

協議の議事録等はその都度１部提出し、当本部担当員の承諾を得るものとする。

２．機器その他の仕様

（１）４００MHｚ帯極超短波無線電話装置携帯型

①送信出力　　　１Ｗ

②通信方式　　　プレストークによる単信方式

③電波形式　　　Ｆ３Ｄ、Ｆ２Ｄ

④電源　　　　　（ア）大容量リチウムイオン電池（２６６０ｍＡｈ）を使用し、送信５､受信５､待受９０の割合で約２４時間使用できること。

（イ）大容量リチウムイオン電池（１８００ｍＡｈ）を使用し、送信５､受信５､待受９０の割合で約１４時間使用できること。

⑤発信方式　　　水晶制御ＰＬＬシンセサイザ方式

⑥受信方式　　　ダブルスーパーヘテロダイン方式

⑦実装周波数　　実装周波数は、４チャンネルとし契約までに、周波数、呼出名称及びＬＣＤ表示内容を当本部担当員より指示するものとし､最大１７チャンネルが実装可能であること。

⑧低周波出力　　５００ｍW以上

⑨使用温度範囲　－２０℃～＋６０℃

⑩重量　　　　　２７０ｇ以下（小容量リチウムイオン電池パック装着時）

⑪外的条件　　　本件は、日本工業規格指定の防水規格（ＪＩＳ保護等級７）および防塵規格（ＪＩＳ保護等級６）に適合していること。

⑫充電器　　　　（ア）過充電防止回路を有すること。

（イ）ＡＣ１００Ｖで充電できること。

（ウ）４台まで連結可能な構造であること。

⑬機器寸法　　１０４（Ｈ）ｍｍ　５６（Ｗ）ｍｍ　３３．５（Ｄ）ｍｍ以下
条件として、小容量リチウムイオン電池パック装着時、突起物含まず。

⑭ハンドマイク　スピーカーとマイクは兼用であり、無線機本体同様の防水構造を有すること。

⑮周波数表示　　ＬＣＤに表示するチャンネル表示は漢字、英数文字全角４文字を表示できること。

⑯緊急呼出　　無線機天面に緊急呼出（エマージェンシー）ボタンを有し、緊急事態発生時にこのボタンを押すことで事前登録した自局番号を相手方に表示できると同時に、自局及び相手方に警告音を共鳴させる機能を有すること。

⑰その他　　（ア）チャンネルの切り替えは間違えて希望しない他のチャンネルへ容易に切り替わらないよう、ファンクションキーを押した後にロータリースイッチ等で選択・確定する機能を有すること。

（イ）無線機本体にはベルトクリップ及びショルダーストラップ等の落下防止に配慮した付属品の装着が可能であること。

（ウ）電池の残量が液晶で表示できると共に一定の残量になった時点で警告アラーム音により残量の確認が出来ること。

（エ）ベルトクリップはステンレス製の強固なものであること。

（オ）防水スピーカーマイクは防水構造（ＪＩＳ保護等級７）でありかつ専用のイヤホンが取り付けられること。

（２）無線局の免許申請等、監督官庁への手続きに必要な資料・図面類は、受注者が準備すること。

（３）受注者が行う外観、機能等の検査に合格し免許状交付の日をもって納品完了とし、その後、平成２６年４月１日奈良県広域消防組合発足に伴い携帯無線機免許の継承申請手続きを行うこと。

（４）保証期間は、納品の検査合格の日から１年とする。ただし、受注者又はメーカーが公表する保証期間が１年より長期になる場合は、この限りでない。

（５）機器構成（同等品可とする）

①無線機本体 IC-UH37MFT　　１２台

②リチウムイオン電池 BP-274　　　　　　１２台
③ベルトクリップ（金属製）MB-97　　　１２台
④防水スピーカーマイク HM-159F　　　１２台
⑤ｽﾋﾟｰｶｰﾏｲｸ用金属ｸﾘｯﾌﾟ MB-122　　　１２台
⑥ショルダーストラップ MB-57L　　　　１２台
⑦急速充電器 BC-161#02　　　　　　　１２台
⑧BC-161 用 ACDC ｱﾀﾞﾌﾟﾀ BC-165　　　　５台
⑨ハードケース LC164T　　　　　　　　１２台
⑩取扱説明書　　　　　　　　　　　　　１２部
※上記機器構成品の同等品可。ただし、事前にカタログ等仕様が確認できる資料を提出し、当本部担当員の承諾を得ること。